

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展、水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 戦略的な研究開発と技術移転の加速化、漁業経営の安定</p>
	政策の達成目標	研究開発の最大限の成果の確保を目的とする国立研究開発法人が行う研究開発業務と、基本方針で質の高い教育が持続可能な形でされるよう教育内容の高度化等に向けた適切な措置等を講じるとされている人材育成業務の維持・強化。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①②③恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	<p>① 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化放流を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与する。</p> <p>② 海洋水産資源開発促進法に規定する調査を行うことにより、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に寄与する。</p> <p>③ 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産を担う人材の育成を図る。</p>
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	統合法人に適用。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	統合法人の業務の財源の大部分は国からの予算措置によるものであり、税制上の措置を講ずることで、研究開発業務及び人材育成業務を行うために交付された予算を効率的に活用することができ、それを通じて、研究開発成果の最大限の確保を目的とする国立研究開発法人の研究開発業務と、人材育成業務の維持・強化という政策目的に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成 27 年度税制改正要望において、 ① 現在 2 法人が受けている非課税措置の継続（国税） ② 現在水産大学校が受けている消費税に係る特例措置の継続（国税） ③ 統合法人に承継される資産に係る課税の特例（地方税：不動産取得税、自動車取得税）が認められた。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	法人の業務の財源に充てるために必要な金額を交付（運営費交付金、施設整備補助金、船舶建造費補助金） 金額：水研センター 15,399,675 千円、水産大学校 3,918,960 千円（平成 27 年度）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	今回要望する税制措置は、それを講ずることで、統合法人の業務の財源の大部分を占める国からの予算措置の効率的な活用につながるものであり、それを通じて、研究開発成果の最大限の確保を目的とする国立研究開発法人の研究開発業務と、人材育成業務の維持・強化に資するものである。
	要望の措置の妥当性	統合法人における業務については、これまで 2 法人が行ってきた公共性・公益性の高い業務を引き続き行うものであることから、今回の要望は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度税制改正要望時に、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの統合に伴う要望を行った。 ・平成 27 年度税制改正要望時に、独立行政法人水産総合研究センター及び水産大学校の統合に伴う要望を行ったが、統合法人に承継される資産に係る課税の特例以外は、長期検討とされた。